

# 岡山県緊急事態措置

1 区 域 岡山県全域

2 期 間 令和2年5月7日から令和2年5月31日

## 3 実施内容

岡山県は、引き続き新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という。）に基づく緊急事態宣言の対象となっているが、特定警戒都道府県とはなっていないことや県内の感染状況を踏まえ、法第24条（都道府県対策本部長の権限）及び第45条（感染を防止するための協力要請）の規定に基づき、新型コロナウイルスのまん延防止と社会経済活動の維持の両立に配慮した取組に段階的に移行するため、以下の対応を実施する。なお、今後の流行状況や医療体制の状況等を踏まえ、必要な場合には、期間内であっても内容の見直しを行う。

### （1）外出に際しての協力要請（法第24条第9項）

- ・ 県民に対し、不要不急の帰省や旅行など、県境を越えた移動は、仕事であっても極力控えることを要請する。
- ・ 密閉・密集・密接のいずれかに該当する場を避けるとともに、「3つの密」が重なる場所には、絶対に行かないことを要請する。
- ・ 特に、他県でクラスターが発生しているような施設への出入りは、行わないことを要請する。
- ・ 国の専門家会議で示された新しい生活様式（生活スタイル）等の実践を要請する。

### （2）イベントの開催自粛要請（法第24条第9項）

密閉・密集・密接のいずれかに該当するイベントについて、主催者に対し、開催の自粛を要請する。

ただし、比較的少人数で行うものについては、感染防止策を講じた上で開催可能とする。

### （3）適切な感染防止策の協力要請（法第24条第9項）

- ・ 事業を継続している施設及び再開する施設に対し、適切な感染防止策の協力を要請する。
- ・ 他県でクラスターの発生報告があり、重症化リスクの高い高齢者が利用する福祉施設に対し、適切な感染防止策の徹底を要請する。
- ・ 屋内運動施設、遊興施設及び遊技場については、適切な感染防止策が講じられない場合には、法に基づかない営業自粛の要請とする。

3 (1) において県が出入りの自粛を要請する  
他県でクラスターが発生した主な施設

- ・キャバレー、ナイトクラブ等の接待を伴う飲食店
- ・スポーツジム、スポーツ教室等の屋内運動施設
- ・バー
- ・カラオケ
- ・ライブハウス

### 3 (3) において県が要請する対策の具体的内容

#### ○ すべての施設に求める感染防止策

##### (基本的な対策)

- ・ 入場者の整理 (入場前の間隔 (できるだけ2 mを目安に) 確保)
- ・ 入場者へのマスク着用の周知及び従業員のマスク着用
- ・ 有症状者の入場禁止
- ・ 手指消毒設備の設置
- ・ 施設の消毒 (共用部分 (エレベータのボタン、手すりなど) の定期的 (概ね1時間ごと) な消毒)
- ・ 施設内の換気 (概ね30分ごと窓の開閉など)

##### (「3つの密」を回避するため特に必要な対策)

- ・ 利用者の間隔 (できるだけ2 mを目安に) の確保又は従事者と利用者の間や利用者間へのパーティションの設置
- ・ 混雑時の入場制限
- ・ 施設内で大きな声を出すことの禁止
- ・ 施設内で激しい運動の禁止
- ・ 飲食を主目的としない施設内での利用者の飲食禁止
- ・ 飲食を主目的とする施設での家族以外の多人数での会食禁止

#### ○ 上記「すべての施設に求める感染防止策」に加え、高齢者福祉施設に求める感染防止策

- ・ 利用者の健康管理 (有症状者の利用の制限など)
- ・ 従事者の健康管理 (有症状者の自宅待機など)
- ・ 飲食時や休憩室などでの他の従事者との一定間隔の確保
- ・ 複数の従事者が共有するものの定期的な消毒
- ・ 緊急の場合を除く面会の禁止
- ・ ケアやリハビリテーション等における「3つの密」を避ける取組
- ・ 不要不急の外出や県境を越えた移動を控えるよう従事者に周知徹底
- ・ 県外からの訪問者との接触を避けるよう、利用者や従事者に周知徹底
- ・ 通所又は短期入所サービスについては、家庭等での対応や代替サービスが可能な範囲で、利用回数の縮小などの検討を利用者や家族に確認

#### ○ 上記「すべての施設に求める感染防止策」に加え、遊技場のうちパチンコ店に求める対策

県外の居住者を入店させないこと